

# 適正取引の推進に関する基本方針

当社は、ドライバーの労働環境改善・安全確保を最優先課題と位置づけ、その実現のために国土交通省策定の「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」を遵守し、荷主企業ならびに協力事業者との間で適正な取引を推進することをここに宣言いたします。

## 1. 法令の遵守と健全な取引関係の構築

貨物自動車運送事業法、中小受託取引適正化法、独占禁止法等関連法令を厳格に遵守し平等な立場で公明正大な取引を行います。

## 2. 適正な運賃・料金の収受および支払

燃料費・人件費の高騰などコスト変動要因を適切に反映した「標準的な運賃」に基づく適正な運賃収受に努めます。また、協力事業者に対しても適正な対価を速やかに支払います。

## 3. 書面契約(契約内容の明確化)の徹底

取引条件の事前合意を原則とし、運送契約等締結に際しては、品名・運賃・附帯業務・免責事項等を明確に記載した書面(または電子書面)による契約・交付を徹底します。

## 4. 附帯業務および待機時間(手待時間)への適切な対応

積込・荷卸等の附帯業務(荷役作業)が発生する場合は、契約書への明記および適切な料金(附帯業務料)の収受・支払を求めます。また、荷主都合による長時間の待機時間を削減するための協議を積極的行います。

## 5. 安全運行の確保と過積載の排除

過積載運行や無理な急ぎ配送など、ドライバーの健康と安全を脅かす運行指示・要請は一切行わず、荷主および協力事業者とも連携してこれを未然に防止します。

令和8年1月1日

三糧輸送株式会社  
代表取締役 川北 正